

平成 26 年 1 月 29 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 24 年(ワ)第 297 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 25 年 11 月 27 日

判決

原告 告

同訴訟代理人弁護士

阿 部 健 一
福 村 雄 武 直 弘
神 野 弘

被告 株式会社 L I N K

同代表者代表清算人



被 告

上記両名訴訟代理人弁護士 猪 野 彦 雅
同訴訟代理人弁護士 谷 川 徹 三
主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して 320 万 4,300 円及びこれに対する
平成 24 年 7 月 5 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの連帶負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。
事 実 及 び 理 由

第 1 請求

主文同旨

第 2 事案の概要

本件は、原告が、被告株式会社 L I N K (以下「被告会社」という。) が運

當するいわゆる出会い系サイトにおいて、被告会社が、いわゆるサクラを用いて、原告に対して、実際には多額の金銭の支払がされることはないのにそれがあるかのような虚偽の事実等を申し向けて上記サイトを経由したメール送受信サービスを利用させ、これを信じた原告から上記サイトの利用料等の名目で金銭を騙し取つたとして、被告会社については民法709条に基づき、被告×（以下「被告×」といふ。）については会社法429条1項に基づき、損害賠償を請求する事案である。

1 前提事実（争いのない事実又は掲記の証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、40歳代前半の主婦である（甲10）。

イ 被告会社は、平成23年3月に設立され、出会い系サイト「kira☆kira」（以下「本件サイト」という。）を運営していたが、平成24年5月に解散し、本件サイトは、既に閉鎖されている（争いがない、弁論の全趣旨）。

ウ 被告×は、本件当時、被告会社の代表取締役であった者である（争いがない）。

(2) 原告からの被告会社に対する金銭の支払状況

ア 原告は、被告会社に対し、平成23年10月22日から平成23年11月21日にかけて、合計61万3000円を、本件サイトを経由したメール送受信サービスを利用する際の決済手段として使用されるいわゆる電子マネーにより支払った（甲6）。

イ 原告は、被告会社に対し、平成23年11月8日に30万円、平成23年11月14日に50万円、平成23年11月17日に30万円、平成23年11月21日に70万円、平成23年11月25日に50万円の合計230万円を、銀行振込みの方法により支払った（甲7の1から5）。

被告会社が、本件サイトにおいて、原告に対し、サクラを用いた詐欺行為をしたかどうか。

(1) 原告の主張

ア 原告は、「代表：圭吾〔元ホスト〕」というハンドルネーム（インターネット上のウェブサイトを利用する際に使用する自称）を使用する者（以下「代表：圭吾」という。）から、本件サイトの本会員になれば300万円を送金するという内容のメールを受け取ったことから、電子マネー決済の方法で本件サイトの利用に必要なポイントを購入し、所定のポイントを使用して、本件サイトの本会員になった。

上記に加えて、原告は、本件サイトを通じて、様々なハンドルネームを使用する者から、「高額の金銭を受け取ることができるとか、「本件サイトにおいて利用料無料等の特典を受けることができる」といった勧誘を受け、こうじた利益の供与を受けるための手数料の名目、又は本件サイトを通じて上記の勧誘者とメールを交換するためには必要なポイントの購入代金の名目で、被告会社に対し、前記1(2)のとおり、合計291万3000円を支払った。

イ しかしながら、原告は、結局、上記のような利益の供与を何ら受けたことができなかつた。

これららの勧誘は、いずれも、被告会社が、サクラを利用して、真実は原告に対して利益を供与する意思がないにもかかわらず、そのような意思があるかのように偽つて、原告から金銭を詐取するための手段として行ったものである。被告会社は、これら一連の欺罔行為により、原告から、手数料又はポイント購入代金の名目で、上記のとおり合計291万3000円を詐取した。

ウ よつて、被告会社は、原告に対し、不法行為に基づき、原告が被つた損

害（被告会社に対する支払額291万3000円と弁護士費用相当額29万1300円の合計320万4300円）を賠償する責任を負う。

また、被告Xは、被告会社の代表取締役として、被告会社が本件サイトを利用した詐欺という違法な行為をしないよう監視する義務があるにもかかわらず、悪意又は重大な過失により、このような監督責任を果たさなかつたのであるから、会社法429条1項に基づき、これによつて原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

併せて、被告らは、原告に対し、上記各損害賠償請求権に対する遅延損害金として、被告会社については不法行為の後の日であり、被告Xについては履行の請求をした日の翌日である、本件訴状送達の日の翌日である平成24年7月5日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

(2) 被告らの主張

ア 被告会社は、本件サイトにおいて、原告に対し、サクラを利用してメールを送信し、被告会社への入金を指示したりしたことはない。

イ 確かに、被告会社は、会員によるポイント購入によってその購入代金を得ることができますが、本件サイトの利用規約にはメールの送受信等に必要なポイント数等が明記されており、本件サイトの利用は会員の自由意思によるものであるから、ポイント購入代金は、被告会社が提供するサービスを利用する対価である。

被告会社は、原告が被告会社に対して支払った金額に相当するポイントを原告に対して付与しており、原告は、そのポイントを、本件サイトを経由したメールの送受信等により費消したにすぎない。

ウ 原告は、本件サイトを通じて知り合った会員がサクラであると主張するが、そのような事実はなく、本件サイトを通じた会員同士のやりとりにおけるトラブルについて被告会社が不法行為責任を負う理由はない。被告会

社が不法行為責任を負わない以上、被告 X が監視義務違反による責任を負う理由もない。

第 3 当裁判所の判断

1 本件の基本的な事実経過

前提事実並びに証拠（甲 5, 甲 8, 甲 10, 原告本人）及び弁論の全趣旨により認められる事実によれば、本件の基本的な事実経過は以下のとおりである。

(1) 原告は、平成 23 年 9 月頃、いわゆるデコメールに用いる素材を無料で入手する目的で、自分の携帯電話を通じて、インターネット上のあるウェブサイトに会員登録をした。

そうすると、原告の携帯電話のメールアドレスには、上記ウェブサイトとは別の様々なウェブサイトを経由して、メールが届くようになった。

(2) 原告は、平成 23 年 10 月 22 日、代表：圭吾から、本件サイトを経由して、原告が本件サイトの会員になって所定の合言葉を入力すれば 300 万円を送金するという内容のメールを受け取った。

原告は、お金を必要とする事情があったことから、このメールを受けて、上記同日、被告会社に対し、電子マネー決済の方法により本件サイトを利用するためにポイントを購入し、そのポイントの中から本会員になるために必要なポイントを使用した上で本件サイトの会員登録手続をして、所定の合言葉を入力した。なお、本件サイトの会員登録に当たって、原告に関する会員情報の一部は既に登録済みとなつており、本件サイトを利用する際の原告のハンドルネームについても、原告は、既に割り当てられていた「VIP」をそのまま使用した。

そうすると、本件サイトのサポート部門である「kira☆kira お問い合わせ窓口」（以下「サポート窓口」という。）から、原告に対し、メールにより、次のような内容の連絡があつた。

① 必要なポイントの費消と所定の合言葉の入力を確認したので、原告が本

件サイトの本会員となつたこと。

② それにより本件サイトを経由した送金や連絡先交換等が可能となつたこと。

③ 代表：圭吾から「300万は直接渡す事にしたので送金は取り下げ」る旨の連絡を受けたので、300万円を代表：圭吾に返却し、同時に、原告に対して付与していた30万ポイントを引かせてもらいたいこと。

④ 上記③の詳細に関しては、本人同士で確認してもらいたいこと。
この連絡を受けて、原告は、本件サイトを経由して、代表：圭吾とメールのやりとりをしたが、結局、代表：圭吾から300万円を受け取ることはできなかつた。

(3) その後も、原告は、本件サイトを経由して、様々なハンドルネームを使用する者から、高額のお金を譲渡する等という内容のメールを受け取つた。そのうち、「足長おじさん」というハンドルネームを使用する者からは、原告が3万円の手数料を支払つて所定の合言葉を入力すれば、本件サイトを経由したメールの送受信がポイントを費消することなしに30日間完全に無料となるという内容のメールを受け取つた。

原告は、このメールを受けて、平成23年10月27日、被告会社に対し、電子マネー決済の方法により合計3万円を支払い、合言葉を入力した。それにまかわらず、本件サイトを経由したメールの送受信が無料にならないことから、原告がサポート窓口にメールで問い合わせると、サポート窓口からは、原告に対し、「【30日完全無料会員権利用】とは、毎月30日が完全無料になるということである」旨のメールによる回答があつた。

(4) 原告は、平成23年10月30日、サポート窓口から、原告が「不適用譲渡救済処置」システム復元料として10万円を支払えば、2220万円を受け取ることができるという内容のメールを受け取つた。

原告は、このメールを受けて、平成23年10月31日、被告会社に対し、

電子マネー決済の方法により合計10万円を支払った。

それにもかかわらず、サポート窓口からは、原告に対し、完全無料会員にならないと2220万円は譲渡できない旨のメールによる回答があり、原告は上記2220万円の支払を受けことができなかつた。

(5) その後、原告は、サポート窓口から、「代表取締役：孫浩美」というハンドルネームを使用する者（以下「代表取締役：孫浩美」という。）が本件サイトから退会するので、同人の代わりに原告が本件サイトの最高位クラスであるグランドラムに昇格すれば、完全無料会員になれるうえ、昇格祝いとして1130万円を受け取ることができるように内容のメールを受け取つた。原告は、このメールを受けて、平成23年11月4日、被告会社に対し、電子マネー決済の方法により合計20万円を支払い、グランドラムへの昇格の手続をした。

それにもかかわらず、サポート窓口からは、原告に対し、代表取締役：孫浩美が退会せず、原告がグランドラムに昇格することができなかつたので、原告は完全無料会員になることができず、昇格祝い金も受け取ることができるない旨のメールによる回答があり、原告は上記1130万円の支払を受けできなかつた。

(6) また、原告は、「プレミアム会員代表三国」というハンドルネームを使用する者から、本件サイトを経由して、原告が30万円の手数料を被告会社に対して支払うだけで、本件サイト内で「強制譲渡チケット」を使って1200万円を受け取ることができるように内容のメールを受け取つた。原告は、このメールを受けて、平成23年11月8日、被告会社に対し、銀行振込みの方法により30万円を支払つた。

ところが、原告は、サポート窓口から、「『強制譲渡チケット』を利用するためには、最低300万円と希望譲渡額を入金する必要があるので、入金手続を進めて欲しい」旨のメールによる連絡を受けた。

これによれば、原告が「強制譲渡チケット」を使って1200万円を受けるためには、先に被告会社に対して最低1500万円を入金する必要があることになり、原告にとっては何らの利益もないことから、原告は入金手続をしなかった。

(7) さらに、原告は、「ダイヤモンド会員【桜井】」というハンドルネームを使用する者（以下「ダイヤモンド会員【桜井】」という。）から、本件サイトを経由して、原告が1万円の手数料を被告会社に対して支払うだけで、5000万円を受け取ることができることができるという内容のメールを受け取った。

原告は、このメールを受けて、平成23年11月12日、被告会社に対し、電子マネー決済の方法により1万円を支払った。

これに対して、サポート窓口から、原告に対し、5000万円を受け取るために手数料としてさらには20万円が必要である旨のメールによる連絡があつたので、原告は、上記同日、被告会社に対し、電子マネー決済の方法により合計20万円を支払った。

そうすると、今度は、サポート窓口から、原告に対し、5000万円を受け取るために名義変更の手数料としてさらにも50万円が必要である旨のメールによる連絡があつたので、原告は、平成23年11月14日、被告会社に対し、銀行振込みの方法により50万円を支払った。

それにもかかわらず、サポート窓口からは、原告に対し、本件の詳細についてはダイヤモンド会員【桜井】に聞いてもらいたい旨のメールによる連絡があり、その後、ダイヤモンド会員【桜井】自身も名義変更手数料として金鑑の支払を要求してきたことから、原告は、ダイヤモンド会員【桜井】との関わりを絶つこととし、結局、5000万円を受け取ることはできなかつた。

(8) これとは別に、原告は、「終身名誉会員【田崎】」というハンドルネームを使用する者（以下「終身名誉会員【田崎】」という。）から、本件サイトを経由して、原告が30万円の了承手数料を被告会社に対して支払えば、原

告がが永久に完全無料で本件サイトを利用することができるること等を含む「VIP利用保証12ヶ条」を提案する内容のメールを受け取った。

そこで、原告は、サポート窓口に対して、「VIP利用保証12ヶ条」を了承するためには所定の手数料の入金と合言葉の入力のみで足りるということを確認した上で、平成23年11月17日、被告会社に対し、銀行振込みの方法により手数料30万円を支払い、本件サイトに合言葉を入力した。

それにもかかわらず、サポート窓口からは、原告に対し、「終身名誉会員【田崎】の願いは『VIPさんが良い出会いを果たす』であるので、原告とその相手の双方から良い出会いを果たしたという報告を受けることが必要である」旨のメールによる連絡があり、原告は、「VIP利用保証12ヶ条」に基づく利用特典を受けることができなかつた。

(9) 原告は、平成23年11月20日、サポート窓口から、「プラチナDXクラス」への昇格案内のメールを受け取った。それによると、「プラチナDXクラス」に昇格すれば、昇格祝い金1600万円を受け取ることができること等が説明されていた。

また、同じ頃、原告は、本件サイトを経由して、「真のVIP(^_-)^」といいうハンドルネームを使用する者や「みい☆彌」というハンドルネームを使用する者から、「私は昇格祝いとして1600万円もらったから、VIPさんももらったらどうか」といった内容のメールを受け取つた。

そこで、原告は、サポート窓口に対して、「プラチナDXクラス」に昇格するためには所定の手数料のみで足り、追加での費用の請求は一切ないということを確認した上で、平成23年11月21日、被告会社に対し、銀行振込みの方法により所定の手数料70万円を支払い、本件サイトに所定の合言葉を入力した。

それにもかかわらず、サポート窓口からは、原告に対し、「原告は『プラチナDXクラス』に昇格したが、それに基づく利用特典を受けるためには

『完全無料』が条件となつている」旨のメールによる連絡があり、原告は、

「プラチナDXクラス」に基づく利用特典を受けることができなかつた。

(10) また、原告は、「[年取8000万] 上条友紀」というハンドルネームを使用する者から、本件サイトを経由して、原告が「4項目完全適用」の手数料として50万円を被告会社に対して支払えば、原告がこれまで受け取ることができなかつたお金を受け取ることができるようになるとの内容のメールを受け取つた。

そこで、原告は、サポート窓口に対して、上記手数料を振り込んだ後に受け取ることができる金額が、プラチナDXクラスの昇格祝い金1600万円(前記(9))、不適用譲渡救済措置2220万円(前記(4))及び過去譲渡金全額2160万円の合計5980万円であるということを確認した上で、平成23年11月25日、被告会社に対し、銀行振込みの方法により手数料50万円を支払い、本件サイトに所定の合言葉を入力した。

それにもかかわらず、サポート窓口からは、原告に対し、「完全適用には手数料の入金の他に300万円の現金振込みでの入金が必要である! 旨のメールによる連絡があり、原告は、上記5980万円の支払を受けることができなかつた。

(11) なお、前記(2)から(10)までの他にも、原告に対しては、本件サイトを経由して、「週末支援家：雄大」というハンドルネームを使用する者、「[支援可能] 成田裕二郎♂42歳」というハンドルネームを使用する者、「花咲か爺さん」というハンドルネームを使用する者等から、多額の金銭的支援等を申し出る内容のメールが届いている。

その他、原告に対しては、本件サイトを経由して、「譲渡金をもらっていないのはかわいそうだ」とか、「自分もお金をもらったから大丈夫だ」といった内容のメールが多数届けられており、これらのメールの内容が、原告に対して、多額の金銭の譲渡を持ちかける者を信用させるような効果を發揮し

ていた。

2 上記1の各事実に基づいて、以下検討する。

- (1) まず、原告が本件サイトの会員登録手続をするきっかけとなつた代表：圭吾からのメールは、要するに、「原告が本件サイトに会員登録するだけで、原告に対して300万円を送金する」というものであり、その内容自体が不自然である。そして、本件サイトを経由したメールの送信については1通について50ポイント（500円）を要し（平成25年5月24日付け被告ら準備書面参照），上記メールの送信に対する課金の負担自体が重いのに対し、上記メールの送信により利益を得たのは、原告が会員登録をした本件サイトの運営者である被告会社である。したがって、上記メールの送信は、およそ経済的合理性を欠く。

そうすると、代表：圭吾からのメールは、そのようなハンドルネームを使用する本件サイトの会員が実在するかどうかはとりあえず措くとしても、少なくとも、本件サイトを経由したメールの送信に対する課金の負担を事实上無視できる程度の特殊な関係を被告会社との間に有する者から、原告に本件サイトの会員登録をさせる目的で、送信されたものと判断するのが相当である。

- (2) 次に、原告が本件サイトの会員登録手続をした後の事実経過をみると、原告が本件サイトに会員登録をした平成23年10月22日から原告が最後に被告会社に対して金銭を支払った平成23年11月25日までのわずか1か月程度の期間内に、原告は、様々なハンドルネームを使用する者やサポート窓口自体から、いわば入れ替わり立ち替わりの形で、高額の金銭の譲渡や本件サイトの無料利用等の利益供与を持ち掛けられ、その都度被告会社に対し手数料名目で金銭の支払をしたにもかかわらず、支払の後になると、事前の説明にはなかつた条件が付されており、その条件を満たしていないと説明され、期待していたような利益の供与を何ら受けられないということを何度も

も繰り返したということができる。そして、そもそも、本件サイトの会員規約（乙3）には、本件サイトを経由した送金の方法等について何らの定めがないから、本件サイトの会員が、被告会社に対して支払った金員の全部又は一部を、被告会社を経由して、原告に譲渡することができる仕組みがあつたとは想定し難い。

これらの事実経過によれば、被告会社は、實際にはあり得ない高額の金銭の譲渡や本件サイトの無料利用等の利益供与を持ち掛けられた原告が、そのような利益供与を受けられると誤信し、被告会社に対して金銭を支払った後、原告に対して、本件サイトのサポート窓口を通じて、後付けであれこれと条件を付けて原告が利益供与を受けられないことについての言い逃れをする役割を果たしていたといいうことができる。このような役割は、様々なハンドルネームを使用して原告に対して利益供与を持ち掛けた者が被告会社の用意したサクラであるか、又は予め被告会社と意を通じていた者であるのでなければ、およそ果たすことはできないといいうべきである。

(3) そうすると、被告会社は、サクラ又は予め被告会社と意を通じていた者に本件サイト上で様々なハンドルネームを用いて原告に利益供与を持ち掛けさせることによって、原告から手数料又はポイント購入代金の名目で金員を詐取していたことになる。被告会社は、原告に対し、上記のような本件サイトを利用した組織的な詐欺による不法行為に基づき、その損害を賠償する責任を負うといべきであり、また、被告Xは、被告会社の代表取締役として、被告会社による組織的な詐欺という不正行為を看過したことについて、少なくとも職務執行上の重過失があるということができるから、これによつて原告に生じた損害を賠償する責任を負うといるべきである。

そして、原告の損害としては、被告会社に対して支払った合計291万3000円に加えて、本件の事案の内容その他本件に現れた事情に照らし、本件訴訟の遂行のために要した弁護士費用が29万1300円の限度で相当と

認められる。なお、本件のような、出会い系サイトの利用料等の名目で金銭を騙し取られた被害者が同サイトを運営する株式会社の取締役に対して会社法429条1項の責任を追及する事案においては、被害者は、弁護士に委任するのでなければ十分な訴訟活動をすることができないのであり、このような被害者が弁護士に委任をした場合には、弁護士費用は、相当額の範囲内のものに限り、取締役の職務執行と相当因果関係に立つ損害というべきである。

3 以上によれば、原告の請求はいざれも理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 岩 坪 朝 彦

裁判官 杉 浦 正 典

裁判官 佐々木 淑 江

これは正本である。

平成26年1月29日

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

吉田 拓

